

様式第 1 号 (第 7 条関係)

角田市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付申請書

年 月 日

角田市長 様

住 所
氏 名 印
T E L

年度において、角田市木造住宅耐震改修工事助成事業を実施したいので、
角田市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により関係
書類を添えて申請します。

記

- 1 物件所在地
- 2 建設時期 明・大・昭 年 月
- 3 面 積 1 階 m², 2 階 m², 3 階 m²
- 4 耐震診断実施時期 年 月
- 5 補助対象経費 金 円
- 6 耐震化工事以外の改修工事費 無 有 金 円
- 7 補助申請額
その他改修工事なし
補助対象経費×80% (限度額 100 万円)
金 円
その他改修工事あり
補助対象経費×88% (限度額 110 万円)
金 円
- 8 該当区分 避難弱者の住宅に該当する住宅
特定地域の住宅に該当する住宅
上記以外の住宅
- 9 耐震化工事の実施予定時期 年 月 ~ 年 月
- 10 施工業者名
施工業者住所

(裏面)

※ 避難弱者の住宅に該当する住宅

次のいずれかに該当する者が居住する住宅とする。

- ア 居住者が高齢者（65歳以上の者（申請年度内の事業完了までに65歳に達する者を含む。）をいう。）のみであること。ただし、未就学児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）又は18歳未満で学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校に在学している者と高齢者のみが居住する場合にあっては、居住者が高齢者のみであるとみなす。
- イ 肢体不自由又は視覚障害について身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者障害程度等級が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた者
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定を受けた者
- エ 療育手帳交付規則（平成12年宮城県規則第102号）に基づく療育手帳の交付を受けた者
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

※ 特定地域の住宅に該当する住宅

次のいずれかに該当する住宅とする。

- ア 地震防災マップ作成技術資料（平成17年3月内閣府）等に基づき市が作成した地域の危険度マップ（宮城県沖地震（単独型）又は同（連動型）を想定地震としたものに限る。）において、次のいずれかに該当する地域を含み、市が定めた地域にあること。
 - (ア) 木造建物全壊率の危険度ランクが2以上7以内の地域
 - (イ) 木造建物全半壊率の危険度ランクが5以上7以内の地域
- イ 地震時の避難通路や緊急車両の進入路となる幅員4メートル以上の道路沿いに存し、外壁から当該道路の境界線までの距離が、平屋建ての場合2メートル以内、2階建て又は3階建ての場合4メートル以内に建てられていること。

記入例

様式第1号（第7条関係）

角田市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

角田市長 様

住 所 角田市角田字大坊41

氏 名 角田 太郎

T E L 0 2 2 4 - 6 3 - 0 1 3 8



令和元年度において、角田市木造住宅耐震改修工事助成事業を実施したいので、角田市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 物件所在地 角田市角田字大坊41
- 2 建設時期 明・大・昭 51年 11月
- 3 面 積 1階123.4㎡, 2階56.7㎡, 3階 ㎡
- 4 耐震診断実施時期 平成29年 11月
- 5 補助対象経費 金 1,250,000円
- 6 耐震化工事以外の改修工事費 無 有 金 円
- 7 補助申請額
その他改修工事なし
補助対象経費×80%（限度額100万円）
金 1,000,000円
その他改修工事あり
補助対象経費×88%（限度額110万円）
金 円
- 8 該当区分 避難弱者の住宅に該当する住宅
特定地域の住宅に該当する住宅
上記以外の住宅
- 9 耐震化工事の実施予定時期 令和元年10月 ～ 令和元年11月
- 10 施工業者名 ○○○
施工業者住所 ○○県○○

(裏面)

※ 避難弱者の住宅に該当する住宅

次のいずれかに該当する者が居住する住宅とする。

- ア 居住者が高齢者（65歳以上の者（申請年度内の事業完了までに65歳に達する者を含む。）をいう。）のみであること。ただし、未就学児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）又は18歳未満で学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校に在学している者と高齢者のみが居住する場合にあっては、居住者が高齢者のみであるとみなす。
- イ 肢体不自由又は視覚障害について身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者障害程度等級が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた者
- ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定を受けた者
- エ 療育手帳交付規則（平成12年宮城県規則第102号）に基づく療育手帳の交付を受けた者
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

※ 特定地域の住宅に該当する住宅

次のいずれかに該当する住宅とする。

- ア 地震防災マップ作成技術資料（平成17年3月内閣府）等に基づき市が作成した地域の危険度マップ（宮城県沖地震（単独型）又は同（連動型）を想定地震としたものに限る。）において、次のいずれかに該当する地域を含み、市が定めた地域にあること。
 - (イ) 木造建物全壊率の危険度ランクが2以上7以内の地域
 - (ロ) 木造建物全半壊率の危険度ランクが5以上7以内の地域
- イ 地震時の避難通路や緊急車両の進入路となる幅員4メートル以上の道路沿いに存し、外壁から当該道路の境界線までの距離が、平屋建ての場合2メートル以内、2階建て又は3階建ての場合4メートル以内に建てられていること。